

ふじみ野市市有財産(土地)売払 案 内 書 (R 3)



ふじみ野市P R 大使『ふじみん』

ふじみ野市総務部資産管理課

目次

市有財産の売払い事務の流れ	3 P
一般競争入札による私有財産売払いの告示	5 P
1 入札に付する不動産	5 P
2 入札参加資格	5 P
3 契約条件	6 P
4 違約金及び契約の解除	8 P
5 契約不適合責任	8 P
6 物件情報及び契約条項を示す書類の配布場所及び配布期間等	8 P
7 物件の調査	8 P
8 入札参加申込み等に関する事項	9 P
9 入札保証金に関する事項	9 P
10 入札及び開札の場所及び日時	10 P
11 入札の方法	10 P
12 落札者の決定方法	10 P
13 契約及び契約保証金に関する事項	11 P
14 売買代金の納入	11 P
15 落札結果の公表について	11 P
16 所有権の移転	11 P
17 その他	11 P
18 問合せ先	12 P
様式1 市有財産一般競争入札参加申込書	13 P
様式2 辞退届	14 P
様式3 入札書	15 P
様式4 委任状	16 P
「市有財産売払い物件公告日」及び「物件」の記入例	17 P

※告示文書は、見やすくするため、内容を変更することなく一部を加工しております。

市有財産の売払い事務の流れ

今回、売り出す土地は、一般競争入札により公売します。

一般競争入札の手続は、次のとおりです。

事務手順 1

入札の公告・案内書配付

(令和3年11月29日
(月)から令和4年1月5
日(水)まで)



事務手順 2

入札参加受付

(令和3年11月30日
(火)から令和4年1月6
日(木)まで)



事務手順 3

入札保証金の納付

(令和3年11月30日
(火)から令和4年1月6
日(木)まで)



事務手順 4

入札及び開札の執行 落札者の決定

(令和4年1月7日(金))



【説明】

本案内書は、入札に参加するに当たっての重要な事項が記載されていますので、必ず熟読してください。

【説明】

入札参加要件を確認し、納得した上で申込みをしてください。参加申込みの取消は、受付期間内であればいつでもできます。

参加申込書は、持参のみ受付けています。

【説明】

入札に参加するに当たっては入札保証金の納付が必要です。(入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上に相当する金額です。)また、入札保証金は、契約保証金に充当できます。

【説明】

入札金額は、最低売払価格以上の金額をもって入札に参加してください。(入札回数は、1回とし、同額の方が複数いる場合は、くじで落札者を決定します。)

入札後、直ちに開札を行い、開札結果を発表します。

事務手順 5

契約保証金の納入

(令和4年1月21日(金)まで)



事務手順 6

契約の締結

(令和4年1月21日(金)まで)



事務手順 7

売買代金の納付

(令和4年2月10日(木)まで)



事務手順 8

所有権移転登記

(売買代金納付確認以降)

【説明】

落札が決定した後、1月21日(金)までに契約保証金を納付してください。契約保証金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額以上です。

【説明】

落札者と売買契約を締結します。

売買契約書に貼付する収入印紙は落札者の負担となります。

【説明】

契約締結日以降、2月10日(木)までに売買代金を納付してください。

代金の支払いが完了した時点で、所有権が移転します。現状有姿のまま土地を引き渡します。(建物がある場合、管理責任も譲渡されます。)

【説明】

売買代金の納付が確認できたら市で本土地に係る所有権移転登記を行いますので、必要書類の提出をお願いします。

登録免許税等、所有権移転に必要な費用は落札者の負担となります。(建物解体条件付きの場合、建物の所有権移転登記は行いません。当該建物解体後に市で滅失登記を行います。)

以上で事務手続は終了となります。

ふじみ野市告示第300号

市有財産の売払いについて一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項及びふじみ野市契約規則（平成17年ふじみ野市規則第60号）第2条の規定により次のとおり公告する。

令和3年11月29日

ふじみ野市長 高 畑 博

1 入札に付する不動産

売払う財産（以下「売払物件」という。）の種類、明細、最低売払価格及び条件は、次のとおりとする。

(1) 財産の種類 土地及び建物

(2) 土地の明細、最低売払価格及び条件

物件 番号	所在地	登記 地目	地積又は延床面積	最低売払価格	条件
R3-1	ふじみ野市亀久保 字赤土原 648 番 3	宅地	137.42 m ²	183,000,000 円	建物解体撤去
	ふじみ野市亀久保 字赤土原 651 番 1	宅地	262.67 m ²		
	ふじみ野市亀久保 字赤土原 652 番 1	宅地	880.97 m ²		
	ふじみ野市亀久保 字赤土原 652 番 2	宅地	369.65 m ²		
	ふじみ野市亀久保 字赤土原 653 番 1	宅地	879.46 m ²		
	上記敷地上の建物 (道路又は水路への越境部分を含む)		1,384.47 m ²		
R3-2	ふじみ野市福岡 武蔵野 1405 番 18	宅地	土地：65.63 m ² 建物：52.70 m ²	7,555,000 円	—
	ふじみ野市福岡 武蔵野 1405 番 20	道路	195 m ² (持分 42/195)		

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次の資格を全て満たさなければならない。

(1) 個人又は法人格を有する者であること。(外国人住民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民をいう。）を含む。ただし、永住者及び特別永住者に限る。)

- (2) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札決定日までの期間にふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に定める入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) この公告の日から落札決定日までの期間にふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に定める入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に定める再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、手続開始の決定を受けている場合を除く。
- (6) 個人にあつては暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に、法人にあつては役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当しない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員となっていない者であること。
- (8) 前2号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (9) 日本語を理解できる者であること。（代表して入札手続を行う者以外の共有者を除く。）
- (10) 次項に掲げる契約条件を承諾する者であること。
- (11) 前各号に掲げる者のほか、一般競争入札の参加資格を有しないと市長が認めた者でないこと。

3 契約条件

- (1) 落札者は、売買契約締結の日から5年間、売払物件上に建築する建築物を次に掲げる用途に供してはならない。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号までに規定する暴力団等の事務所その他これらに類する用途
 - ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これらに類する用途
- (2) 売払物件上に建築物等を建築する際は、次の事項を遵守しなければならない。
 - ア 関係法令を遵守するとともに事前に関係行政庁と協議を行うこと。
 - イ 市の関係条例及び開発行為等指導要綱等を遵守すること。
 - ウ 近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意すること。
- (3) 建物等の解体撤去をする際は、次の事項を遵守しなければならない。（物件

番号R 3－1に限る。) なお、この土地の所有権移転後については、この建物の管理及び解体撤去に伴う一切の費用は、落札者の負担とする。

【建物解体撤去条件がある建物】

物件 番号	表題部の 表示	種類	構造	床面積
R 3 － 1	主である 建物	工場	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	1階：732.63 m ² 2階：85.00 m ²
	附属建物	車庫	軽量鉄骨造スレート葺平 屋建	51.24 m ²
		工場	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	1階：424.43 m ² 2階：33.35 m ²
		ボイラー室	鉄筋コンクリート造陸屋 根平屋建	31.50 m ²
		洗濯場	木造陸屋根 2階建	1階：16.20 m ² 2階：10.12 m ²

ア 落札者は、売買契約締結の日から1年以内に、売払物件上に存する上記の建物（建物付帯設備、建物内の動産その他残置物一切を含む。）を解体撤去しなければならない。ただし、法令等に基づく必要な調査や届出等に相当の日数を要すること等により、指定された期日までに撤去できないと見込まれる場合は、当該期日の6月前までに、その理由及び新たに設定する撤去期限を明記した文書により市の承諾を得た場合は、この限りでない。なお、これに基づく撤去期限の延長は、1回を限度とする。

イ 関係法令を遵守するとともに事前に関係行政庁と協議を行うこと。

ウ 近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意すること。

エ 落札者は、本件建物の目視及び図面調査においてアスベスト使用の可能性がある部材等が使用されていることが確認されていることを了知すること。

オ 売払物件引渡し後の建物の管理及び解体撤去に要する一切の費用（アスベストが含まれている場合は、その調査及び撤去処分費用を含む。）は、落札者の負担とする。

カ 売却の対象外である水路及び道路の敷地上並びに地下に存する本件建物に付属する構築物等についても解体撤去の対象とする。なお、撤去方法及び撤去後の復旧方法等については道路及び水路の管理者と調整すること。

キ 建物解体撤去に伴う苦情等への対応及び第三者に損害を与えた場合の対応は、全て落札者において行う。

ク 落札者は、建物解体撤去が完了したときは、撤去が完了した日から起算して1月以内に書面により市に報告しなければならない。解体撤去の確認後、市は、当該建物の滅失登記を嘱託する。

ケ 落札者は、建物解体撤去が完了するまでの間、売払物件の所有権を第三者に移転することができない。

コ 落札者は、建物解体撤去が完了するまでの間、売払物件に賃借権その他使用収益を目的とした権利の設定をすることはできない。

サ 落札者は、建物解体撤去が完了するまでの間、維持管理上必要なこと以外で、建物を使用することはできない。

シ 解体に係る騒音、振動及び粉じんの対策については、次のとおり配慮すること。

(ア) 建設機材は、原則として排出ガス対策型、低騒音型又は低振動型を使用すること。

(イ) 騒音や振動による周辺住民とのトラブルを回避するため、騒音・振動計を外部から表示が確認できる敷地境界付近に設置するなど、住民理解に努めること。

(ウ) 解体防音のパネル又はシートを解体建物の周囲に設置するなど、防音対策に努めること。

(エ) 作業は、十分に散水を行い、粉じんの飛散防止に努めること。

(オ) アスベストが含まれていた場合は、各種法令及び国等の基準を遵守し処理すること。

4 違約金及び契約の解除

(1) 落札者が前項に規定する契約条件に違反した場合は、売買代金の100分の50に相当する違約金を市に支払わなければならない。併せて、市はこの契約を解除することができる。

(2) 落札者は、売払物件の所有権を第三者に移転するときは、前項及び前号の規定を当該第三者に引き継ぐとともに遵守させなければならない。

5 契約不適合責任

契約者は、売払物件引渡し以後、この売払物件に数量の不足その他契約内容に適合しないこと（地下埋設物等を含む。）を発見しても、市に対して履行の追完の請求、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者であるときは、引渡しの日から2年間は、この限りでない。

6 物件情報及び契約条項を示す書類の配付場所及び配付期間等

(1) 配付場所

〒356-8501

ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市役所本庁舎3階総務部資産管理課

(2) 配付期間

この公告の日から令和4年1月5日（水）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、ふじみ野市の休日を定める条例（平成17

年ふじみ野市条例第3号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)及び正午から午後1時までを除く。

(3) ふじみ野市ホームページへの登載

前号に掲げる期間中、市のホームページに当該物件情報及び契約条項を登載する。

7 物件の調査

入札に参加しようとする者は、物件調書を参考にし、各自で参加申込み前に必ず調査をすること。

なお、物件調書はあくまで参考であり、現況を優先とするので、必ず物件の調査をした上で、法令上の制限等を十分に確認すること。

また、物件の内覧を次のとおり実施するので、内覧を希望する場合は、令和3年12月7日(火)午後4時までに次の連絡先に電話予約をすること。

(1) 申込の連絡先 ふじみ野市総務部資産管理課

049-262-9050

(2) 内覧期間 令和3年12月9日(木)から令和3年12月17日(金)まで

(3) 内覧時間 午前9時30分から午後3時30分まで

(4) その他 内覧については、それぞれの時間帯で1組2時間(申込順)

8 入札の参加申込み等に関する事項

(1) 提出場所

〒356-8501

ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市役所本庁舎3階総務部資産管理課

(2) 提出方法

提出場所へ持参する。郵送、電話、ファックス及び電子メール(以下「郵送等」という。)による申し込みはできない。

(3) 提出日時

令和3年11月30日(火)から令和4年1月6日(木)までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市の休日及び正午から午後1時までを除く。

(4) 提出書類

入札に参加しようとする者は、物件ごとに次の書類を提出しなければならない。ただし、2件以上の物件に参加しようする場合、イ及びウの書類はそれぞれ1通で可とする。

ア 市有財産(土地)売却一般競争入札参加申込書

イ 個人の場合は住民票の写し、法人の場合は登記事項証明書(全部事項)

ただし、申込日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。

ウ 印鑑登録証明書

(5) 共有名義による申し込みの場合

共有名義による申し込みの場合は、入札手続きを行う代表申込者を定めるとともに、共有者全員に係る前号イ及びウの書類を提出しなければならない。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、市が定めた入札保証金を指定された納付方法及び期日までに納付しなければならない。

なお、入札保証金納入に要する経費は、入札に参加する者の負担とする。

(2) 入札保証金の率は、入札に参加しようとする者の見積もる契約金額の10分の5以上とする。

(3) 落札者が納入した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

(4) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札終了後還付する。落札者には、契約を締結しない場合又は落札者の申請により契約保証金に充当する場合を除き、契約締結後還付する。

(5) 入札保証金は、その受入期間について利息を付さない。

(6) 落札者が第13項に定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は、市に帰属する。

10 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所

〒356-8501

ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市役所本庁舎3階A301会議室

(2) 日時

①物件番号「R3-1」 令和4年1月7日（金）午前10時

②物件番号「R3-2」 令和4年1月7日（金）午前11時

11 入札の方法

(1) 入札参加者は、入札執行者の指示に従い、入札書を入札箱に投函する。入札後、入札執行者は、直ちに開札を行うものとする。

(2) 入札回数は、1回とする。

(3) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札者の押印のない入札書によるもの

イ 金額を訂正した入札書によるもの

ウ 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書によるもの

エ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの

オ 入札に参加する資格のない者がしたもの

カ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

キ 入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの

ク 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

ケ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

コ 2通以上の入札書を提出したもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

サ その他入札に関する条件に違反したもの

(4) 入札参加者が1人の場合も、入札は成立するものとする。

(5) 郵送等による入札書の提出は、認めない。

(6) 建物の価格を見積もった場合の入札金額は、土地、建物それぞれの金額並びに建物に課税される消費税及び地方消費税相当額を合わせた金額とする。

なお、この場合には、別途、土地及び建物に係る見積額を明記した内訳書を提出しなければならない。

1 2 落札者の決定の方法

入札終了後、直ちに開札を行い、入札した価格が最低売払価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、最高の価格をもって入札した者が複数あるときは、くじで落札者を決定する。この場合において、当該最高の価格をもって入札した者は、くじを辞退することができない。

1 3 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、令和4年1月21日（金）までに契約を締結するとともに、契約保証金を市に納入しなければならない。

なお、契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

1 4 売買代金の納入

前項の規定により契約を締結した者（以下「契約者」という。）は、令和4年2月10日（木）までに、市が交付する納入通知書により当該契約に係る売買代金を納付しなければならない。

1 5 入札結果の公表について

入札結果については、全ての入札において、落札者の個人・法人の別、落札物件の概要及び落札金額並びに各入札参加者の入札金額を公表する。また、落札者が法人の場合は、商号又は名称を公表する。

1 6 所有権の移転

(1) 売買代金の納入がされた時、売払物件の所有権は市から契約者へ移転する。

なお、売払物件は、現状有姿での引渡しとする。

(2) 売買代金の納付が確認された後、市が売払物件の所有権移転登記を行う。

ただし、解体を条件としている物件番号R3-1に係る建物については、所有権移転登記は行わない。

(3) 契約者は、第3項第3号に基づく解体撤去を行ったときは、建物の滅失登記に必要となる解体証明書及び同証明書証明者の印鑑登録証明書等の書類を、撤去が完了した日から起算して1月以内に、市へ提出しなければならない。

市は、当該書類を受領した場合、速やかに建物滅失登記を行うものとする。

1 7 その他

- (1) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転に必要な登録免許税その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、契約者の負担とする。
- (2) 契約保証金は、その受入期間について利息を付さない。
- (3) 対象物件の土地に係る土壤汚染調査及び地質調査については、実施していない。なお、土壤汚染対策法等の法令により調査や届出等が必要になった場合、契約者の負担と責任においてこれらを実施すること。
- (4) 対象物件の土地について、確定測量は実施済みである。
- (5) 越境物があった場合、市は越境状態の解消や承諾書等の取付けは行っていない。
- (6) 建物の引渡しは現況のまま行うので、必ず事前に現地の確認を行うこと。なお、残置物の撤去・処分については、市は対応しない。
- (7) 物件及び隣接地のブロック塀等について地上及び地下にて境界を越えている場合においても、現況引渡しとなるので、移設、撤去、再築造及びその費用負担等について市は対応しない。
- (8) 物件の敷地内及び敷地上空並びに隣地等に電柱（電信柱、電柱付属品、電線等を含む。）・支線・ごみ置き場・道路設置物（ガードレール等）・道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設・撤去の可否の取扱いについては、設置者及び管理者等に問い合わせること。市ではこれらについて対応はしない。
- (9) 物件の敷地内（地中を含む。）に浄化槽・ごみ・ガラ・砕石・切株等が存在しても、撤去及びその費用負担等について市は対応しない。
- (10) 物件の利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、全て契約者において誠意をもって対応すること。
- (11) この告示に定めのない事項については、ふじみ野市契約規則その他関係法令の定めるところによる。

1 8 問合せ先

〒356－8501

ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市役所総務部資産管理課

電話番号 049－262－9050（直通）

FAX番号 049－266－6245

E-Mail kanzai@city.fujimino.saitama.jp

市有財産一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

市有財産（土地）売払一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

ふじみ野市長 宛て

※1 共有名義で申し込みをされる場合、申込者の欄に共有者を代表して入札手続きを行う者の住所及び氏名を記入し、共有者の欄に申込者以外の共有者の住所、氏名及び共有持ち分割合を記入し、押印してください。

※2 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載すること。

申込者 (※1)	住所(※2)	〒	
	氏名(※2)	(印鑑証明印)	
	メールアドレス	共有持分割合	
	電話番号	—	

共有者	住 所		共有持分割合
	氏 名	(印鑑証明印)	—
	住 所		共有持分割合
	氏 名	(印鑑証明印)	—

ふじみ野市が実施する下記的一般競争入札に参加したいので、市有財産売払案内書等を確認の上、必要書類を添えて申し込みます。

記

- 市有財産売払い物件公告日
令和 年 月 日 ふじみ野市告示第 号
- 申込物件

物件番号	所 在 地（主たる物件の所在地）

- 必要書類 ※複数の物件について申し込みをされる場合、必要書類は1通で結構です。また、証明書は発行後3か月以内のものを添付してください。

- (1) 個人の場合は住民票の写し、法人の場合は登記事項証明書（全部事項）
- (2) 印鑑登録証明書

- 入札保証金 円

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

返還事由が生じた場合、上記入札物件に係る入札保証金(金 円)の返還を請求します。返還の際は、下記口座へ返還してください。

なお、返還につき、入札終了後2週間程度遅れて返還されることについて意義ありません。

記

入札保証金の返還請求者		フリガナ				
		住所(所在地)	〒			
		フリガナ				
		氏名・名称	(印鑑証明印)			
振込先 金融機関 (郵便局を除く) ※共有名義の場合、共有者を代表する者の口座	銀行	本店 支店	預金種目	普通・当座	口座番号	
	信用金庫		口座名義人			
	農協		フリガナ			
	労働金庫		氏名・名称			

※複数の物件について申込み及び返還請求をされる場合、物件ごとに本書類が必要となります。

辞退届

令和 年 月 日付け参加申込みした下記の入札について、都合により辞退します。

記

1 市有財産売払い物件公告日

令和 年 月 日 ふじみ野市告示第 号

2 物件

物件番号	所 在 地（主たる物件の所在地）

令和 年 月 日

代表申込者 (住所)
(氏名)

㊞

共有申込者 (住所)
(氏名)

㊞

共有申込者 (住所)
(氏名)

㊞

注) 記載する住所、氏名及び使用する印鑑は、当該辞退物件に関し既に提出済みの「市有財産（土地）売払一般競争入札参加申込書」で記入した住所、氏名及び使用した印鑑としてください。

入 札 書

1 物件

物件番号	所 在 地（主たる物件の所在地）

2 入札金額

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金額										

（注）金額は算用数字（1 2 3 ・ ・ ・）で記入し、頭部に¥を付記すること。

市有財産売払いに係る一般競争入札公告及び市有財産売払（土地）案内書等を熟知の上、入札します。

令和 年 月 日

ふじみ野市長 宛て

入札者 （住所）
（氏名）

㊞

上記代理人 （住所）
（氏名）

㊞

注意事項

- 1 代理人による入札の場合は、事前に委任状（様式第4号）を提出してください。
- 2 代理人による入札の場合は、代理人印のみでよい。
- 3 入札者の住所及び氏名は、当該入札物件について提出済みの「市有財産（土地）売払一般競争入札参加申込書」で記入した住所及び氏名としてください。

委 任 状

私は、㊟ を代理人と定め、下記の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

1 市有財産売払い物件公告日
令和 年 月 日 ふじみ野市告示第 号

2 物件

物件番号	所 在 地（主たる物件の所在地）

令和 年 月 日

代表申込者 （住所）
（氏名） ㊟

共有申込者 （住所）
（氏名） ㊟

共有申込者 （住所）
（氏名） ㊟

注意事項

- 1 受任者の印は、法人にあってはその権限を有する者の印とする。
- 2 受任者の印は、認印でも差し支えない。
- 3 記載する住所、氏名及び使用する印鑑は、当該委任物件に関し既に提出済みの「市有財産（土地）売払一般競争入札参加申込書」で記入した住所、氏名及び使用した印鑑としてください。

「市有財産売払い物件公告日」及び「物件」の記入例

- 1 「市有財産売払い物件公告日」について
令和 **3** 年 **1 1** 月 **2 9** 日 ふじみ野市告示第 **3 0 0** 号

- 2 「物件」について

① R3-1 の場合

物件番号	所 在 地（主たる物件の所在地）
R 3 - 1	ふじみ野市亀久保字赤土原 6 4 8 番 3 外 4 筆

② R3-2 の場合

物件番号	所 在 地（主たる物件の所在地）
R 3 - 2	ふじみ野市福岡武蔵野 1 4 0 5 番 1 8